

## 覚書の履行状況及び見直しの方向性

配付資料①

条 文	履 行 状 況	座間市の考え	国の考え	見直しの方向性																																				
第1条 施設部隊（約 300 名）の一部使用とし、その範囲は「施横 584 号（YFA）昭和 46 年 2 月 13 日付横浜防衛施設局長」名文書記載のとおりとする。（別添図示）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上自衛隊第 102 建設大隊移駐（昭 46.10）</li> <li>・第 102 建設大隊が第 3 施設群に改編（昭 47.8）</li> <li>・第 3 施設群廃止、第 4 施設群移駐（平 13.3）</li> <li>・中央即応集団司令部移駐（平成 25.3）</li> </ul>	<p>平成 28 年度の定員については座間市域内は 300 名未満であると聞いており、覚書の範囲内である。</p> <p>当時、キャンプ座間基地跡地利用計画では、ノースキャンプ地域及びサウスキャンプ地域にそれぞれ公共施設等を集約配置する計画が示されていたが、現在地（緑ヶ丘）での核づくり計画が実行されることとなった。このことから、既に当時に掲げていた都市施設等の計画は達成されており、キャンプ座間の返還跡地利用計画はおおむね解消されている。また、市議会からも同内容について覚書の見直しを求める決議があったことから、実態に沿った内容とするため削除する。</p>	<p>座間市域内に所在する部隊の平成 28 年度定員については 300 名未満であり、覚書の範囲内である。</p> <p>また、平成 29 年度末に予定している座間駐屯地の改編においても、駐屯地の体制の決定に際しては、当該条項で定められた内容を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>実態に沿った内容とするため削除する。その上でキャンプ座間における運用の態様の変更等が行われる場合には、防衛省は情報の提供を行うこと、また、キャンプ座間に関する諸問題解決に向けての姿勢について等を盛り込む。</p>																																				
第2条 (甲) は、キャンプ座間の基地縮小について最大限の努力をする。	<p>キャンプ座間の返還実績(イーズメント含む。) (※返還実績及び面積には、座間市の利用に供されているもの以外を含む。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>返還年月日</th> <th>返還の用途</th> <th>返還面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>昭.47. 1.13.</td> <td>富士山公園用地</td> <td>27,073m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>昭.47. 3.23.</td> <td>県道町田・厚木線拡幅</td> <td>3,642m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>昭.51. 8. 2.</td> <td>座間市福祉会館駐車場用地</td> <td>1,795m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>昭.51.10.30.</td> <td>座間市立学校用地</td> <td>970m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>昭.56. 3.11.</td> <td>都市計画道路用地</td> <td>71m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>昭.63.12.21.</td> <td>水道等埋設用地</td> <td>1,790m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>平. 3.11. 5.</td> <td>座間市体育館用地</td> <td>23,844m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>平.28. 2.29.</td> <td>病院等用地</td> <td>54,000m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	No.	返還年月日	返還の用途	返還面積	①	昭.47. 1.13.	富士山公園用地	27,073m <sup>2</sup>	②	昭.47. 3.23.	県道町田・厚木線拡幅	3,642m <sup>2</sup>	③	昭.51. 8. 2.	座間市福祉会館駐車場用地	1,795m <sup>2</sup>	④	昭.51.10.30.	座間市立学校用地	970m <sup>2</sup>	⑤	昭.56. 3.11.	都市計画道路用地	71m <sup>2</sup>	⑥	昭.63.12.21.	水道等埋設用地	1,790m <sup>2</sup>	⑦	平. 3.11. 5.	座間市体育館用地	23,844m <sup>2</sup>	⑧	平.28. 2.29.	病院等用地	54,000m <sup>2</sup>	<p>富士山公園用地や栗原中学校用地など部分返還があり、昨年 2 月にはチャペル・ヒル住宅地区の一部（約 5.4 ヘクタール）が返還され、46 年覚書締結から合計約 11.3 ヘクタールの返還があり、市の基本姿勢である基地の整理、縮小、返還に努力されている。</p> <p>引き続き整理、縮小、返還を求めるとともに、座間市総合計画との整合を図るため「基地の整理、縮小、返還と負担軽減策等の推進」に修正する。</p>	<p>防衛省は、座間市が市総合計画の中で基地の整理、縮小、返還を掲げている基本姿勢について真摯に受け止めている。</p> <p>特に、最近では、キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（約 5.4 ヘクタール）の返還に向けて努力した結果、平成 28 年 2 月 29 日に返還が実現したところである。</p>	<p>座間市総合計画との整合を図るため「基地の整理、縮小、返還と負担軽減策等の推進」に修正し、引き続き、明記する。</p>
No.	返還年月日	返還の用途	返還面積																																					
①	昭.47. 1.13.	富士山公園用地	27,073m <sup>2</sup>																																					
②	昭.47. 3.23.	県道町田・厚木線拡幅	3,642m <sup>2</sup>																																					
③	昭.51. 8. 2.	座間市福祉会館駐車場用地	1,795m <sup>2</sup>																																					
④	昭.51.10.30.	座間市立学校用地	970m <sup>2</sup>																																					
⑤	昭.56. 3.11.	都市計画道路用地	71m <sup>2</sup>																																					
⑥	昭.63.12.21.	水道等埋設用地	1,790m <sup>2</sup>																																					
⑦	平. 3.11. 5.	座間市体育館用地	23,844m <sup>2</sup>																																					
⑧	平.28. 2.29.	病院等用地	54,000m <sup>2</sup>																																					
第3条 キャンプ座間の内、座間町行政区域の約半分に近い地域（別添図示）を、米軍縮小又は撤退の際は（甲）は人口急増と公共施設の必要に迫られている（乙）の今後計画にあたり、住民の都市公共施設の利用に全面的且つ積極的な援助と協力をする。	<p>平成 28 年 2 月 29 日、キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区（約 5.4 ヘクタール）が病院、消防庁舎、都市公園及び自衛隊家族宿舎敷地として返還された。</p>	<p>覚書第 2 条の具現化に合わせて、積極的に援助と協力が行われている。今後も第 2 条と一体をなすものとして求めていく。</p>	<p>覚書第 2 条の具現化に合わせて、積極的に援助と協力を行っている。</p>	<p>実態に沿った内容に修正し明記する。</p>																																				
第4条 上記地域内に（乙）が今後設置しようとする都市施設について、都市計画上必要があるときは（甲）は米軍撤退以前でも、計画決定及び事業実施につき積極的な援助と協力をする。	<p>平成 28 年 2 月 29 日、キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区（約 5.4 ヘクタール）が病院、消防庁舎及び都市公園及び自衛隊家族宿舎敷地として返還され、特に、病院敷地については、共同使用により、返還前に病院建設が開始された。</p>	<p>覚書第 2 条の具現化に合わせて、積極的に援助と協力が行われている。今後も第 2 条と一体をなすものとして求めていく。</p>	<p>覚書第 2 条の具現化に合わせて、積極的に援助と協力を行っている。</p>	<p>実態に沿った内容に修正し明記する。</p>																																				

条 文	履行状況	座間市の考え	国の考え	見直しの方向性
第5条 (甲)は、米軍管理の水道施設の早期移管を積極的に米軍当局と協議し最善の努力をする。	現在も米軍が施設を使用している。	平成14年4月に県水が導入されても移管は行われておらず、第2条の着実な具体化を図るべく、早期の返還を求めていく。	第2条の着実な具現化を図るべく、また、座間市の負担軽減策として、米側と調整しつつ、協議を継続する必要がある。	引き続き、明記する。
第6条 (甲)は、当面県道仮称相武台バイパスの事業計画及び実施につき(用地及び国庫補助)全面的に協力をする。 尚、県道町田厚木線沿い両側の土地を公園緑道として利用できるよう(甲)は積極的に援助と協力をする。	昭和47年3月23日、県道町田厚木線拡幅用地として約3,600㎡返還され、昭和49年10月、相武台バイパスが全面開通。	履行済みであるため、削除	本計画は終了していると承知している。	削除する。
第7条 (甲)は、現体育施設(座間神社東側)を返還時に町の体育施設として利用できるよう、その実現に積極的に努力をする。尚、自衛隊の使用においても支障のない限り住民の利用に便宜を図るものとする。	体育施設は返還されておらず、住民の利用についても難しい状況。	第2条の具現化に合わせて、当面はキャンプ座間内のスポーツ、レクリエーション施設を可能な限り市民に開放するよう求めていく。	体育施設の利用について、座間市の負担軽減策として、米側と調整しつつ、協議を継続する必要がある。	実態に沿った内容に修正し明記する。
第8条 (甲)は(乙)の要請に依り、災害、救急、公共施設の造成工事等に自衛隊の随時積極的な出動を約する。	座間市の主催する訓練に、第4施設群等が参加している。 ○座間市総合防災訓練(毎年8月末頃) ○座間市一斉防災行動訓練(毎年1月23日) ○座間市防災会議(年数回)	今後、必要に応じて出動を求めている。また、災害時に相互に連携し、迅速かつ円滑に災害応急対策を行うためには、平素からの連携の充実が重要であるため、市が主催する防災訓練や防災会議等への積極的な参加を求めていく。	自治体要請に基づき臨機に対応する。	実態に沿った内容に修正し明記する。
第9条 (甲)は、自衛隊の日常生活の必需品については(乙)の町内業者を優先することとし、具体的事項については、自衛隊当局と町商工会関係者と協議する。	○平.22.3.1 座間分屯地と座間市商工会の間で協議実施 ○平.22.10.6 陸上自衛隊座間分屯地入札参加資格説明会(商工会主催)において、国側から入札参加要綱等を説明	自衛隊による市商工会関係者への説明会の開催等を求めていく。	平成22年3月、座間分屯地(当時)と座間市商工会の間で協議を行った結果、平成22年10月、座間市商工会主催の説明会において、自衛隊当局から、国が実施する入札への参加要綱等について説明がなされた。	実態に沿った内容に修正し明記する。
第10条 (甲)は、基地周辺地域の民生安定のため「防衛施設周辺整備法」を今後十分活用し、基地対策の要望に応えるよう努力する。	補助事業が継続して実施されている。 ○消防庁舎整備(返還地)、公園(こまつばら公園)等	返還地の整備等において、努力されている。今後も継続して要望していく。	防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律を積極的に活用し、これまで、基地対策等の要望に応えるよう努力している。更に、平成23年10月、キャンプ座間が特定防衛施設に指定され、特定防衛施設関連市町村として座間市が指定されている。 引き続き、座間市の要望に応えるよう努力する。	実態に沿った内容に修正し明記する。

条 文	履行状況	座間市の考え	国の考え	見直しの方向性																					
<p>第 11 条 (甲) は、基地交付金並びに調整交付金の増額については (甲) の所轄外であるが、今後十分 (乙) の意向に添うよう自治省に要請する。</p>	<p>(基地交付金、調整交付金の座間市への交付実績)</p> <table border="1" data-bbox="635 359 1294 657"> <thead> <tr> <th></th> <th>基地交付金</th> <th>調整交付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 2 3 年度</td> <td>147,757 千円</td> <td>88,676 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 2 4 年度</td> <td>147,945 千円</td> <td>91,339 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 2 5 年度</td> <td>147,186 千円</td> <td>98,392 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 2 6 年度</td> <td>152,621 千円</td> <td>99,143 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 2 7 年度</td> <td>152,973 千円</td> <td>101,506 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 2 8 年度</td> <td>145,752 千円</td> <td>107,775 千円</td> </tr> </tbody> </table>		基地交付金	調整交付金	平成 2 3 年度	147,757 千円	88,676 千円	平成 2 4 年度	147,945 千円	91,339 千円	平成 2 5 年度	147,186 千円	98,392 千円	平成 2 6 年度	152,621 千円	99,143 千円	平成 2 7 年度	152,973 千円	101,506 千円	平成 2 8 年度	145,752 千円	107,775 千円	<p>交付額は年々増額しているが、基地交付金の有する固定資産税の代替措置的性格を考慮すると、少なくとも対象資産に対する固定資産税相当額を交付するよう、引き続き、所管省庁へ要請するよう求めている。</p>	<p>本件に関する防衛省に対する要請は、本省を通じて所管省庁である総務省に伝えている。</p>	<p>防衛省の所管外でもあり、座間市から所管省庁へ要請することを踏まえ、当該条項については削除する。</p>
	基地交付金	調整交付金																							
平成 2 3 年度	147,757 千円	88,676 千円																							
平成 2 4 年度	147,945 千円	91,339 千円																							
平成 2 5 年度	147,186 千円	98,392 千円																							
平成 2 6 年度	152,621 千円	99,143 千円																							
平成 2 7 年度	152,973 千円	101,506 千円																							
平成 2 8 年度	145,752 千円	107,775 千円																							
<p>第 12 条 (甲) は (乙) が交通安全対策上すでに米軍司令部に申し入れ、一応理解されている文化福祉会館と消防本部前の米軍基地の一部を現在進められている県道相武台入谷線の計画街路事業に併せて、バス待合所設置のため一部土地提供につき、直ちに米軍当局と協議を進め実現を図る。</p>	<p>文化福祉会館前 (現、富士山公園前) のバス停留所が設置されている。</p>	<p>履行済みであるため、削除。</p>	<p>バス停敷地は、昭和 51 年 8 月 2 日に返還となった文化福祉会館の駐車場用地内にあるので、この返還により解決したものと承知している。</p>	<p>削除する。</p>																					
<p>第 13 条 (甲) は (乙) の本覚書の条項に基づき、施設及び土地の取得又は利用にあたり、国有財産処理上必要な関係省庁間の調整に積極的に努力する。</p>	<p>返還時等、関係省庁との所要の調整がなされた。</p>	<p>第 2 条と一体をなすものとして、今後とも、継続して国に關係省庁間の調整に積極的な努力を求めている。</p>	<p>今後とも、返還等の際は、関係省庁間の調整に積極的に努力する。</p>	<p>実態に沿った内容に修正し明記する。</p>																					